

平成27年  
10月から

組合員と家族のみなさんへ



# 保険料(掛金)や 給付額の算定基礎が 標準報酬制に移行します

平成27年10月から被用者年金が一元化されることにより、共済年金が厚生年金に統一されます。このため、保険料(掛金)及び給付額の算定基礎が、給料を基準に算定する「手当率制」から厚生年金が採用している「標準報酬制」に移行します。なお、長期給付だけでなく、短期給付、福祉事業についても、標準報酬制に移行します。

現在 (平成27年9月30日まで)

## 手当率制

算定基礎

基本給×手当率1.25  
(特別職は1) × 掛金率



平成27年10月1日から

## 標準報酬制

算定基礎

基本給+諸手当 × 掛金率

## 標準報酬制とは

毎年4月から6月までの報酬月額(基本給と実際に支給された諸手当(期末手当等を除く)の合計額)の平均額を基に「標準報酬月額」を原則、年1回決定します(定時決定)。これをその年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とし、保険料(掛金)、給付額の算定基礎とする仕組みです。

また、期末手当等の額を基に「標準期末手

当等の額」を決定します。期末手当等には、臨時に受けるものや3ヶ月を超える期間ごとに受ける期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当等が含まれます(年3回以下で支給されるもの)。

掛金の額は「標準報酬月額」「標準期末手当等の額」に掛金率を乗じた額となります。

標準報酬の決定と改定には、次のものがあります。

## ● 標準報酬の決定・改定の種類

	種類	対象者	対象となる報酬	決定・改定の時期
1	資格取得時決定	新たに組合員の資格を取得した者	資格取得時の報酬	資格取得時
2	定時決定	7月1日現在の組合員	4月、5月、6月の報酬の平均	9月
3	随時改定	報酬の額が著しく変動した組合員	固定的給与に変動があった月以後の3ヶ月間の報酬の平均	固定的給与に変動があった月から4ヶ月目
4	育児休業等終了時改定	育児休業等を終了した組合員	育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間の報酬の平均	育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヶ月目
5	産前産後休業終了時改定	産前産後休業を終了した組合員	産前産後休業終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間の報酬の平均	産前産後休業終了日の翌日が属する月から4ヶ月目

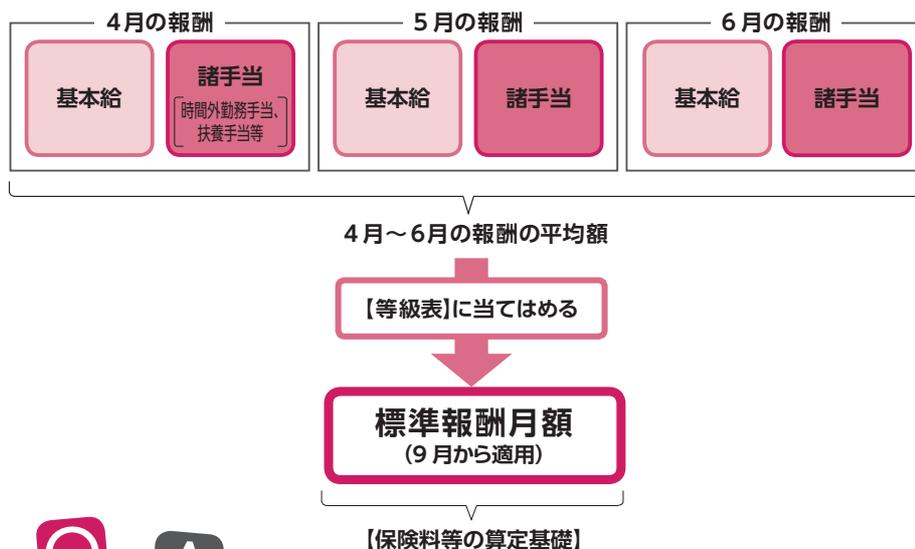
### 1. 資格取得時決定

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬月額を決定します。決定された標準報酬月額は、組合員の資格を取得した日からその年の8月(6月1日から12月31日までの間に組合員の資格を取得した方については、翌年の8月)まで適用されます。

### 2. 定時決定

組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日において、現に組合員である方の4月から6月までの3ヶ月間の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。決定された標準報酬月額は原則として、その年の9月から翌年の8月までの適用になります。

## ● 標準報酬の決定(定時決定)



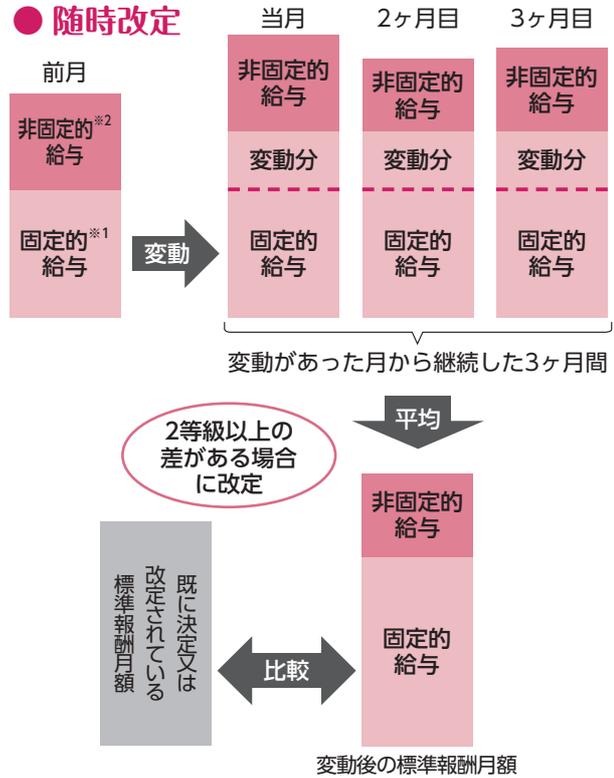
平成27年10月からの標準報酬月額はどのように決定されますか？



制度開始時の平成27年10月～平成28年8月は、平成27年6月の報酬を基に標準報酬月額が決定されます。

### 3. 随時改定

昇給・昇格や異動などにより、報酬の額が著しく変動した場合は、実際に受けている報酬と決定されている標準報酬月額との間に隔たりが生じることになります。このような隔たりを解消するために標準報酬月額を改定します。



- ※1 基本給(給料表の給料月額)・扶養手当・へき地手当・住居手当・通勤手当 など
- ※2 特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・寒冷地手当 など

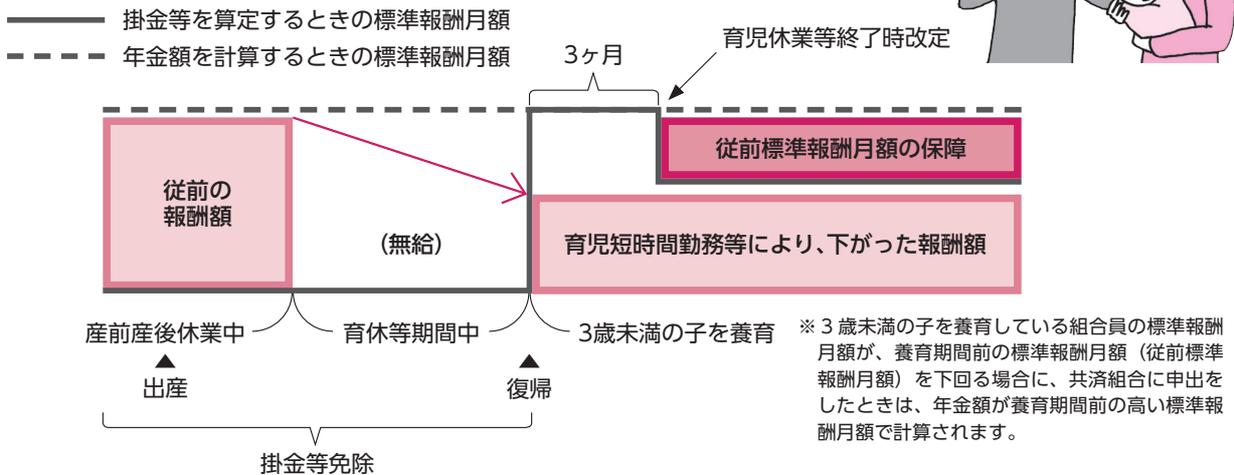
### 4. 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が育児休業等を終了した日において、その育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合で職場復帰後の勤務形態が「育児短時間勤務」や「部分休業」等により報酬が下がった場合に、共済組合に申出をしたときに改定されるものです。

### 5. 産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員で休業前より報酬が下がった方が、産前産後休業終了日に産前産後休業に係る子を養育する場合に、共済組合に申出をしたときに改定されるものです。

#### ● 育児休業、産前産後休業に係る標準報酬



#### Q 標準報酬制に移行すると保険料(掛金)はどのようなのですか？

A 手当率制では同じ基本給であれば同じ保険料(掛金)ですが、標準報酬制では、実際に支給された基本給及び諸手当などを合算した額を基に保険料(掛金)を算定します。したがって、諸手当が多い人は標準報酬月額が高くなり、保険料(掛金)も高くなります。なお、高くなった標準報酬月額は短期給付の額(傷病手当金、出産手当金など)や将来の年金額に反映されます。

● 標準報酬等級表

標準報酬等級			月 額	報酬月額		1等級格差	
短期給付	長期給付			円以上	円未満		
	厚生年金	年金払い退職給付(退職等年金給付)					
			円			円	
1	1	1	98,000	~	101,000		
2	2	2	104,000	101,000	~	107,000	6,000
3	3	3	110,000	107,000	~	114,000	6,000
4	4	4	118,000	114,000	~	122,000	8,000
5	5	5	126,000	122,000	~	130,000	8,000
6	6	6	134,000	130,000	~	138,000	8,000
7	7	7	142,000	138,000	~	146,000	8,000
8	8	8	150,000	146,000	~	155,000	8,000
9	9	9	160,000	155,000	~	165,000	10,000
10	10	10	170,000	165,000	~	175,000	10,000
11	11	11	180,000	175,000	~	185,000	10,000
12	12	12	190,000	185,000	~	195,000	10,000
13	13	13	200,000	195,000	~	210,000	10,000
14	14	14	220,000	210,000	~	230,000	20,000
15	15	15	240,000	230,000	~	250,000	20,000
16	16	16	260,000	250,000	~	270,000	20,000
17	17	17	280,000	270,000	~	290,000	20,000
18	18	18	300,000	290,000	~	310,000	20,000
19	19	19	320,000	310,000	~	330,000	20,000
20	20	20	340,000	330,000	~	350,000	20,000
21	21	21	360,000	350,000	~	370,000	20,000
22	22	22	380,000	370,000	~	395,000	20,000
23	23	23	410,000	395,000	~	425,000	30,000
24	24	24	440,000	425,000	~	455,000	30,000
25	25	25	470,000	455,000	~	485,000	30,000
26	26	26	500,000	485,000	~	515,000	30,000
27	27	27	530,000	515,000	~	545,000	30,000
28	28	28	560,000	545,000	~	575,000	30,000
29	29	29	590,000	575,000	~	605,000	30,000
30	30	30	620,000	605,000	~	635,000	30,000
31			650,000	635,000	~	665,000	30,000
32			680,000	665,000	~	695,000	30,000
33			710,000	695,000	~	730,000	30,000
34			750,000	730,000	~	770,000	40,000
35			790,000	770,000	~	810,000	40,000
36			830,000	810,000	~	855,000	40,000
37			880,000	855,000	~	905,000	50,000
38			930,000	905,000	~	955,000	50,000
39			980,000	955,000	~	1,005,000	50,000
40			1,030,000	1,005,000	~	1,055,000	50,000
41			1,090,000	1,055,000	~	1,115,000	60,000
42			1,150,000	1,115,000	~	1,175,000	60,000
43			1,210,000	1,175,000	~		60,000

※標準報酬月額の各等級に対応する「標準報酬月額」は標準報酬月額の22分の1に相当する金額です。